

### 3-2-11 個人における減価償却

Q 個人における減価償却について教えてください。

A 所得税法においても、「減価償却資産の耐用年数に応じた償却率によって計算した償却費の額」は、必要経費に算入することを規定しています（所法 49）。

所得税法では、この減価償却費の必要経費算入は任意ではなく、納税者が償却費を必要経費に算入しないで所得の計算をしても、必ず必要経費に算入する（強制償却）旨の規定となっています（所法 49①）。

なお、全量売電を行う太陽光発電設備は、原則、定額法による 17 年の耐用年数により減価償却費を計算します。

(I)

#### 解説

固定資産の取得に要した費用は、固定資産の耐用期間あるいは有効期間にわたり費用配分することとしており、この会計上の手続を減価償却と呼んでいます。

#### 1. 減価償却資産の範囲

減価償却の対象となる資産は、不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得の業務の用に供される資産で以下のように大別ができます。

##### (1) 有形減価償却資産

建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品

##### (2) 無形減価償却資産

商標権、ソフトウェア、営業権等

##### (3) 生物

牛、馬、豚、綿羊及びやぎ、果樹等

#### 2. 減価償却の対象とされない資産

上記 1. に掲げる資産であっても、一定のものは減価償却の対象とされません。

##### (1) 少額の減価償却資産（所令 138）

業務の用に供した減価償却資産で、使用可能期間が 1 年未満であるもの又は取得価額が 10 万円未満であるものは、その取得価額に相当する金額を、その業務の用に供した年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入します。

##### (2) 一括償却資産の必要経費算入（所令 139）

業務の用に供した減価償却資産で、取得価額が 20 万円未満であるものについては、その減価償却資産の全部又は一部を一括し、その一括した減価償却資産（以下「一括償却資産」

という。)の取得価額の合計額の3分の1に相当する金額を、その一括償却資産を業務の用に供した年以後の3年間の各年にわたり、必要経費に算入することができます。

### (3) 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例(措法28の2)

中小事業者(常時使用する従業員が1,000人以下)である青色申告者が、平成18年4月1日から平成32年(2020年)3月31日までの期間内に取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得等して、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の用に供した場合には、その業務の用に供した年に少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち300万円までを必要経費に算入することができます。

#### 【区分別の取扱い】

減 価 償 却 資 産 の 取 得	使用可能期間	取得価額(1単位)		
	①1年未満	10万円未満	全額を必要経費とする(所令138)	
	②1年未満	10万円以上		
	③1年以上	10万円未満		
	④1年以上	10万円以上 20万円未満	減 原 則 ) 減 価 償 却 の 対 象	一括償却資産として取得価額の合計額の1/3を各年の必要経費とすることができる(選択) (所令139)
	⑤1年以上	20年以上 30万円未満		中小事業者である青色申告者は取得価額の合計額のうち300万円までを必要経費とすることができる(選択) (措法28の2)
	⑥1年以上	30万円以上	(令131)	

### 3. 減価償却資産の償却方法

資産の区分に応じて、届出により選定できる償却の方法又は届出により選定しなかった場合に適用される償却の方法は、次のとおり定められています。(法 49)。

#### (1) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された減価償却資産 (所令 120、123、125)

種 類			償 却 方 法	
			届出により選定する場合	届出をしない場合
有形減価償却資産	建物	下記以外	旧 定 額 法	
		平成 10 年 3 月 31 日以前に取得されたもの	旧定額法及び旧定率法のうち、その届け出た方法	旧 定 額 法
	建物以外	下記以外	旧定額法、旧定率法及び旧生産高比例法のうち、届け出た方法	旧生産高比例法
		鉱業用減価償却資産		
無形減価償却資産 生物	鉱業権	旧定額法及び旧生産高比例法のうち、届け出た方法	旧 定 額 法	
	上記以外	旧 定 額 法		
国外リース資産 (平成 20 年 3 月 31 日までに契約締結)			旧国外リース期間定額法	

#### (2) 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得された減価償却資産 (所令 120 の 2、123、125)

種 類			償 却 方 法	
			届出により選定する場合	届出をしない場合
有形減価償却資産	建物		定 額 法	
	建物以外	下記以外	定額法及び定率法のうち、その届け出た方法	定 額 法
		鉱業用減価償却資産	定額法、定率法及び生産高比例法のうち、届け出た方法	生産高比例法
無形減価償却資産 生物	鉱業権	定額法及び生産高比例法のうち、届け出た方法	定 額 法	
	上記以外	定 額 法		
リース資産 (平成 20 年 4 月 1 日以後に契約締結)			リース期間定額法	

**(3) 平成 28 年 4 月 1 日以後に取得された減価償却資産（令 120 の 2、123、125）**

種 類			償 却 方 法		
			届出により選定する場合	届出をしない場合	
有形減価償却資産	建物及びその附属設備 構築物		定 額 法		
	上記 以外	下記以外	定額法及び定率法のうち、 その届け出た方法	定 額 法	
		鉱業用 減価償 却資産	建物及びその附属設備 構築物	定額法及び生産高比例法の うち、届け出た方法	生 産 高 比 例 法
			上記以外	定額法、定率法及び生産高 比例法のうち、届け出た方 法	
無形減価償却資産 生物	鉱業権	定額法及び生産高比例法の うち、届け出た方法			
	上記以外		定 額 法		
リース資産（平成 20 年 4 月 1 日以後に契約締結）			リース期間定額法		

**4. 減価償却方法の選定の届出**

償却方法選定のための届出書は、採用としようとする償却方法を選定して、次の区分に応じ各区分に掲げる日の属する年分の確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に届け出なければなりません。

[償却方法を選定する場合の届出書の提出期限]

区分		届出書の提出期限
新たに業務を開始した場合	その業務を開始した日	左記の日の属する年分の 確定申告書の提出期限 (翌年 3 月 15 日)
現に採用している償却方法以外の償却方法によることとなる減価償却資産を取得した場合	その資産を取得した日	
新たに事業所を設けた者で、既に選定している償却方法以外の償却方法を選定しようとする場合	新たに事業所を設けた日	